

法令等一覧表「部」

2008/10/01

No	法令等・名称 (適用環境側面)	規制・要求内容・基準値・等	関係 機関	届出等 有 無	関連 部署	法令チェックシート					
						月	確認	評価			
01	廃棄物処理法 H20/4/1改正 (廃棄物増加抑制)	①「処理業者の許可状・契約書の確認」 ②「マニフェスト伝票の確認・保管」 ③中間処理業者 90日以内戻り ④最終処業者 180日以内戻り ⑤毎年度6月末日、報告	県 福祉保健所	有	工 事 総 務						
02	建築基準法 H19/6/20改正 (人体への影響)	①3F以上の建築物：中間検査義務 違反：罰金1億円以上 ②ホルムアルデヒドに関する規制 内装、換気設備、天井裏	各 市町村	有	工 事						
03	建設リサイクル法 H15/6/18改正 (廃棄物増加抑制)	解体：80㎡以上 新築：500㎡以上 ①元請負業者(顧客要求の場合も)は県知事(発注者)へ分別解体の計画等の届出を行う事。 ②完了後の報告	県 環境保全課	有	工 事						
04	家電リサイクル法 H15/6/18改正 (廃棄物増加抑制)	特定家庭用機器(家電品)を排出する場合は再商品化する者に適正に引渡し、料金の支払いに応じる事。PC等： <u>リサイクル券の購入</u> (郵便局等)	県 環境保全課	—	総 務						
05	県グリーン購入方針 H18/6/26改正 (廃棄物増加抑制)	物品購入の際に出来る限り環境物品を選択する事。リサイクルし易い物品の購入・購入物品の長期利用・等	県 環境保全課	—	総 務						

凡例：○=良好 △=改善提案 ×=是正処置(是正は会議にて報告・是正処置報告発行)

法令等一覧表「部」

2008/10/01

No	法令等・名称 (適用環境側面)	規制・要求内容・基準値・等	関係 機関	届出等 有 無	関連 部署	法令チェックシート					
						月	確認	評価			
06	騒音規制法 振動規制法 (特定建設) H16/6/9 改正 (住環境悪化)	違反罰則有「A 地区： <u>住宅から10m以内の建設現場は60db：7,5kw以内</u> 」 ① 特定建設の場合、 <u>低公害型使用で届け出なし</u> ② 杭打ち等の場合届け出あり (特記仕様書)	各 市町村	無 (有)	工 事						
07	消防法 H16/6/9 改正 (CO2 排出)	第四類等を指定数量保管又は、取り扱うとき当該消防署長への届出義務あり。危険物取扱者の設置。 <u>(200ℓ以上)「別紙参照：P4」</u> ※ 1 / 5 以上の保管で少量危険物扱い (危険物取り扱い者の設置) 消防署へ届け出あり	各 消防署	有	総 務 工 事						
08	「沖縄県」赤土等 流出防止条例 H16/10/20 改正 (海洋汚染防止)	建設現場での赤土等排出濃度： <u>200ppm以下</u> に抑えて排出事。 <u>1,000 m³以上</u> の工事は届出あり。 <u>(自社基準 180ppm)</u> ① 届け出の確認 (計画) ② 報告の提出 (書類作成)	県 環境保全課 保険所	有	工 事						
09	建設業の環境保全自主 行動計画(第4版) H19/4/1 改正 (廃棄物増加抑制)	リサイクル促進・廃棄物の適正処理 グリーン調達の促進等 廃棄物の再資源化促進 (分別徹底) ① ゆいくる材の計画 (出荷量証明) 作成 (特記仕様書による)	沖縄県 建設業協会	—	工 事 総 務						

凡例：○=良好 △=改善提案 ×=是正処置 (是正は会議にて報告・是正処置報告発行)

法令等一覧表「部」

2008/10/01

No	法令等・名称 (適用環境側面)	規制・要求内容・基準値・等	関係 機関	届出等 有 無	関連 部署	法令チェックシート					
						月/確認/評価					
10	自動車リサイクル法 H16/7/28 改正 (廃棄物増加)	適正な処理業者への廃棄委託。廃棄業者への再資源化預託金の支払いを行う事。 普通乗用車：約¥15,000—等 <u>マニフェストの管理</u>	経済産業省 環境省	有	工 事 総 務						
11	産廃税 H18/4/1 施行 (廃棄物増加)	産業廃棄物の種類によって税率が変わる。換算係数に基づき届出が必要。 (1トンあたり、1,000円)	県 県税事務所	有	総 務						
12	特定特殊自動車 排出ガスの規制 H18/4/1 施行 (CO2 排出)	特定特殊自動車は、 <u>表示が付されたものでなければ使用してはならない。</u> <u>ロード法の施行前に製作された特定特殊自動車は、上記の規定は適用しない。</u>	経済産業省	有	工 事						
13	石綿障害予防規則 H17/7/1 改正 (人体への影響)	① 則事前調査・届出・報告・特別教育実施・適正な処理業者への排出 (マニフェスト伝票確認・保管) ② 有資格者の適正配置 (特化物取扱い者の選任・設置) ③ 許可状確認	県 福祉保健所	有	工 事						
14	特記仕様書 顧客支給 (顧客要求)	個別工事による	国 県 市町村	有	工 事部						

凡例：○=良好 △=改善提案 ×=是正処置 (是正は会議にて報告・是正処置報告発行)

法令等一覧表「部」

2008/10/01

No	法令等・名称 (適用環境側面)	規制・要求内容・基準値・等	関係 機関	届出等 有 無	関連 部署	法令チェックシート	
						月/確認/評価	

工事部（現場・ヤード）「保管量限度：1/5」

第4類	特殊引火物	ジエチルエーテル など			保管 限度量	リットル 50
	第1石油類	非水溶性液体 (ガソリン、シンナー 等)		40		200
		水溶性液体 (t)ブチルアルコール 等				400
	アルコール類					400
	第2石油類	非水溶性液体 (灯油、軽油 等)		200		1,000
		水溶性液体 酢酸 等				2,000
	第3石油類	非水溶性液体 (重油 等)		400		2,000
		水溶性液体 グリセリン 等				4,000
第4石油類		(ギア油 等)	1,200		6,000	
動植物油類		(大豆油・食用油 等)			10,000	
第5類		第1種自己反応性物質				キログラム 10
		第2種自己反応性物質				100
第6類		過塩素酸 発煙硝酸 など				キログラム 300

凡例：○=良好 △=改善提案 ×=是正処置（是正は会議にて報告・是正処置報告発行）